

人事・労務情報

2009年 5月号

田中事務所 社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
TEL 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

景気変動期に活用できる助成金を紹介します。

昨年末から急激に悪化してきた日本経済ですが、最近は悲観一色では無くなりつつあり、雇用を取り巻く環境も変化する可能性があります。今月は、派遣社員や契約社員を雇用している企業が、景気の状態に合わせてもらえる助成金を紹介します。

1. 「まだ不況の中にある…」 そんな時は ⇒ **残業削減雇用維持奨励金**

会社の業績悪化に伴い、解雇を回避するために従業員を休業させると、有名な「中小企業緊急雇用安定助成金」が活用できます。しかし、仕事量は減っているが休業させる程度ではない、という時には、この助成金が活用できます。要件として、①業績悪化に伴い、残業時間が以前に比べて1/2以上かつ5時間以上減ってしまった。②派遣社員または、雇用期間を定めた従業員がいる。等を満たせば、これらの従業員ごとに、次の金額がもらえます。

雇用形態	助成金額
雇用期間に定めがある従業員	1人あたり 1年で30万円
派遣社員	1人あたり 1年で45万円

2. 「不況後に備えたい…」 そんな時は ⇒ **派遣労働者雇用安定化特別奨励金**

業績が回復する兆しが見えてきたので、「不況後」に備えて人員確保を図っておきたい、という場合に活用できます。要件として、①6ヶ月を超えて働いている派遣スタッフを「期間の定めなく」または「6ヶ月以上の契約（更新が前提）」で直接雇用する。②6ヶ月を超えずに働いている派遣スタッフの派遣期間満了前に、直接雇用する。という場合に次の金額がもらえます。

期間の定め無く直接雇用する場合			期間6ヶ月以上の雇用契約で直接雇用する場合		
合計 100万円	6ヶ月経過後	50万円	合計 50万円	6ヶ月経過後	30万円
	1年6ヶ月経過後	25万円		1年6ヶ月経過後	10万円
	2年6ヶ月経過後	25万円		2年6ヶ月経過後	10万円

この助成金をはじめ、昨年末に新設された助成金も多くありますので、詳細は弊社までお問い合わせ下さい。

以上